

第 1 回阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会
議事録

日 時：令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分から正午まで

場 所：阿久比町役場 2 階 会議室 2 0 1

出席者：委員 9 名

齊藤由里恵 委員、竹内祥樹 委員、荻原光雄 委員、
後藤由希子 委員、山本みほ 委員、新美清司 委員、南修 委員、
齋藤小百合 委員、近藤美根子 委員

（欠席 2 名 山内正和 委員、今津哲次 委員）

町長（諮問後退席）、事務局（小野寺 建設経済部長、
青木 上下水道課長、竹澤 上水工務係長、古賀 上水業務係長、
田畑 下水道係長、奥山 主事）

- 1 委嘱状交付
- 2 町長あいさつ
- 3 会長、副会長の選出（会長：荻原光雄 委員、副会長：新美清司 委員）
- 4 会長あいさつ及び自己紹介
- 5 諮問
- 6 議事
 - (1) 水道事業の概要
 - (2) 阿久比町水道事業の概要
 - (3) 水道事業経営の基本的考え方
 - (4) 阿久比町水道事業経営の現状
 - (5) 経営状況の今後の課題
 - (6) 今後の予定

事務局から説明の後、次のような質疑応答がされました。

(委員)

資料5 ページ目であるが、管路の延長のグラフがある。2010年が大きくなっているというところは、何がどうなっているのか。

(事務局)

ご指摘の件について、明確な理由がすぐに分からないが、陽なたの丘の開発に伴う管の布設が主な要因と考えられる。回答はまた改めてさせていただく。

(委員)

水道管老朽化が進んでいるとか、耐震化を進めなければいけないということ、あとは、類似団体の比較というところで、耐震適合率が低いという説明があった。これらの管路の種別や延長がどの程度であって、何が問題なのかというところを資料でご提示いただきたい。また、今後の取り組みとして、延命化と事後保全で行っていくというような説明があった。事後保全していくために、事故があったときにすぐ対応できるような体制が整っていないといけないと思う。

もう一点、類似団体がどういう団体かを明記した方が良い。今回、知多5市5町との比較をしてもらったが、類似団体との比較も載せている。これは、近隣の地域の特性、特に県の用水供給が盛んだというところもあるだろうが、近隣だけで比べるというところだけではいけないというところで類似団体との比較も載せていると思う。誰が読んでも分かるよう追記してもらいたい。

(事務局)

事務局としては、なるべくシンプルで分かりやすい資料を今後も心がけていきたいが、初めて見る方がわかるような詳しい説明というのにも必要になるかと思う。今後の資料作りに反映させていく。

(委員)

例えば、資料の他に、添付資料として用語の説明を別途つけることも1つの案かと思う。

(委員)

資料11 ページに水道管の更新・耐震化とあるが、ポリエチレン管は何箇所ぐらいあるのか。

(事務局)

新規に布設する100ミリ以下の水道管については、水道配水用ポリエチレン管を使用しているところであるが、正確な個所数が分かる資料を今は持ち合わせていない。

(委員)

資料19ページで、管路老朽化率については比較的良好とある。ところが、資料23ページでは、直近のところで施設の更新をしていかないといけないとあり、この点が分からない。

(事務局)

老朽化と耐震化では見方が異なる。老朽化した管というのは耐用年数40年を超えた管のことで、現時点では比較的少ない。ただし、耐用年数以内であっても、耐震化をしている管の布設は少ないので、その費用が直近でもかかってくるということである。

(委員)

資料26ページでは県営水道は平均改定率約6%値上げ、資料27ページでは阿久比町の人口規模の全国平均料金改定率が10.6%値上げとある。この4.6%多いことについては、次回以降の審議会で説明があるのか。

(事務局)

県の平均改定率というのは、県営水道が各市町からもらう水道料金の伸び率のこと。町の改定率について、詳しくは次回以降の審議会で説明する。

(委員)

2点お尋ねする。1つは、PFOSについて。阿久比町は基準をクリアし、安全かどうか。それから、資料23ページについて。施設設備の耐用年数と更新基準で、どういう違いがあるのか。

(事務局)

1つ目の質問の件については、阿久比町は県水受水100%いうところで、現在のところ阿久比町独自の検査というのは行っていない状況であるが、県から毎月PF0A、PF0Sの試験結果の報告をもらっている。いずれも、暫定目標値以下の検出で問題ないと考えている。ただ今後の国の方針として、水道事業者全において検査を実施するという通知も出ているところであるため、来年度か

ら阿久比町の3つの給水栓において、年1回独自の検査をしていく取り組みを考えている。

2つ目、法定耐用年数と更新基準について。法定耐用年数は法律で決められている耐用年数のこと。更新基準は、全国事例に基づいて設定した施設の更新年数のこと。実際に、法定耐用年数を超えて使われている施設はある。

（委員）

法定耐用年数を超えると、会計上は5%が残存価額で残って、残存する限りは未償却で残る。法人税法や所得税法だと、1円になるまで減価償却を続けても良いが、そういった許容は無いのか。

（事務局）

町では、多くの資産は法定耐用年数までは残存価額5%を残して償却している。ただし、1円まで償却している資産もあろうかと思うので、詳細については精査し、次回の審議会で説明する。

（委員）

資料14ページの省エネルギーの関係で、回転数制御ポンプとあるが、これはどんなポンプなのか。

（事務局）

回転数制御をしないポンプというのは、出力100%を全て使って運転する。一方で、回転数制御ポンプというのは、車のアクセルのように50%とか60%ぐらい必要な量だけ電気を使って、必要な分だけ運転するポンプのことである。

7 その他

第2回の審議会の日程は2月10日(月)、時間は午前10時から正午まで、場所は役場1階の会議室101とする。

〈閉 会〉

以上